

秋田県条例第二号

情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(秋田県港湾施設管理条例等の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「掲示しておかなければ」を「掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するように努めなければ」に改める。

- 一 秋田県港湾施設管理条例（昭和三十四年秋田県条例第十九号）第十六条第四項
- 二 秋田県立都市公園条例（昭和五十年秋田県条例第七号）第二十三条第四項
- 三 秋田県勤労身体障害者スポーツセンター条例（昭和五十一年秋田県条例第四十四号）第十一条第四項
- 四 秋田県営自然公園施設条例（昭和五十三年秋田県条例第五号）第十三条第四項

(あきた芸術劇場条例等の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「掲示しておかなければ」を「掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するように努めなければ」に改める。

- 一 あきた芸術劇場条例（昭和三十九年秋田県条例第三号）第十三条第四項
- 二 秋田県総合保健センター条例（昭和六十一年秋田県条例第三十四号）第十二条第四項
- 三 秋田県総合生活文化会館条例（平成元年秋田県条例第十号）第十二条第四項
- 四 秋田県金属鉱業研修技術センター条例（平成二年秋田県条例第五十号）第十一条第四項
- 五 秋田県営観光レクリエーション施設条例（平成四年秋田県条例第三十六号）第十二条第四項
- 六 秋田県岩館漁港海岸休憩施設条例（平成五年秋田県条例第三十五号）第八条第四項
- 七 秋田県ふるさと村条例（平成五年秋田県条例第四十五号）第二十二条第四項
- 八 秋田県森林学習交流館条例（平成七年秋田県条例第十五号）第十三条第四項
- 九 秋田県健康増進交流センター条例（平成九年秋田県条例第十五号）第十一条第四項
- 十 秋田県立田沢湖スポーツセンター条例（平成十年秋田県条例第四十四号）第十一条第四項

- 十一 秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地条例（平成十一年秋田県条例第三十六号）第十三条第四項
- 十二 秋田県産業振興プラザ条例（平成十一年秋田県条例第七十九号）第十一条第四項
- 十三 秋田県立男鹿水族館条例（平成十五年秋田県条例第八十四号）第九条第四項
- 十四 秋田県社会福祉会館条例（平成十七年秋田県条例第六十二号）第十二条第四項
- 十五 秋田県北部老人福祉総合エリア条例（平成十七年秋田県条例第六十三号）第十一条第四項
- 十六 秋田県中央地区老人福祉総合エリア条例（平成十七年秋田県条例第六十四号）第十一条第四項
- 十七 秋田県南部老人福祉総合エリア条例（平成十七年秋田県条例第六十五号）第十一条第四項
- 十八 秋田県児童会館条例（平成十七年秋田県条例第七十二号）第十一条第四項
- 十九 秋田県田沢湖スキー場条例（平成十八年秋田県条例第七十七号）第十一条第四項

（秋田県青少年交流センター条例及び秋田県自然体験活動センター条例の一部改正）

第三条 次に掲げる条例の規定中「掲示しておかなければ」を「掲示するほか、教育委員会規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するように努めなければ」に改める。

- 一 秋田県青少年交流センター条例（平成十一年秋田県条例第五号）第十一条第四項
- 二 秋田県自然体験活動センター条例（平成十八年秋田県条例第八十六号）第十一条第四項

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。